平成２８年（フ）第３４号
沖縄県名護市字宇茂佐914番地２　トーマアパート101号
債務者　平良　松樹
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第６７２号
神奈川県秦野市曽屋751番地の１　ラ・サカヤＤ　201号
債務者　新井　文雄
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１４号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地38―401
債務者　安藤　泰子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６０９号
千葉県我孫子市中峠台25番地の２（Ａ―102号）　グランディールアン
債務者　海江田徳明
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８２号
千葉県松戸市岩瀬１番地　塚本ビル401号
債務者　月野　真琴
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５４号
熊本県菊池市泗水町豊水3502番地２　宮崎ハイツ　503
債務者　西　　真宏
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１６号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野２丁目23番地１ニューシティー井上202、旧住所埼玉県さいたま市西区宮前町827番地２
債務者　見村　　尚
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６４２号
千葉県松戸市新松戸６丁目70番地　サンライトパストラル弐番街Ｄ―1006
債務者　田中　誠人
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５４号
千葉県柏市花野井1232番地６
債務者　仁須賀隆雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８１号
千葉県柏市若葉町７番６号　マルシェルブ柏1005号
債務者　大森しのぶ
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４０号
千葉県柏市青葉台２丁目25番13号　グリーンヒルＩＩ―102号
債務者　堀井　紗織（旧姓香取）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４２号
千葉県我孫子市台田３丁目19番８号（４号）　後藤ハイツ
債務者　飯村　正明
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４３号
千葉県我孫子市台田３丁目19番８号（４号）　後藤ハイツ
債務者　飯村　明美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３０号
群馬県高崎市下豊岡町260番地１、従前の住所名古屋市守山区白沢町83番地　Ａ・ｆｏｒｔ鴻の巣102号
債務者　山西　**静**代
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５３４９号
埼玉県川口市大字安行吉蔵317番地の11
破産者　株式会社スペースプランニング
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３５０号
東京都港区芝大門２丁目２番２号　芝作ビル６階
破産者　株式会社天翔ＣＯＮＤＯＲ
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３５１号
東京都足立区西新井栄町３丁目１―１―301、開始決定時の住所埼玉県川口市大字安行吉蔵317―11
破産者　服部　　哲
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部